阿井小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月改定

1 いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第一章 第二条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった 児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方(奥出雲町いじめ防止基本方針より)

いじめは、「どの子どもにも起こりうる」ことを踏まえ、より本質的ないじめ問題克服のためには、全ての児童を対象とした、いじめ未然防止の観点が重要である。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行うことによって、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていくことが必要であると考える。

いじめ防止のため、

- ①学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを繰り返し伝える。
- ②自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うといった人権意識を培う ことができるようにする。
- ③困った時に悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養う ことができるようにする。
- ④いじめの要因の一つとされるストレスを軽減するような取組を行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことができるようにする。
- ⑤全ての児童が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自尊感情をもつことができ、充実感のある学校生活づくりを行う。

以上を基本的な考えとする。

また本校では「いじめ」の定義を全教職員が共通に認識し、家庭、地域、関係諸機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生した場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、阿井小学校いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめの未然防止のために

いじめを防止するには、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象として未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。

このような考えに基づき、以下の事項について共通理解を図り、取り組んでいく。

(1) 教職員の資質向上・情報の共有

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを 鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めな ければならない。教職員は、生活態度の変化、あいさつ・表情等、児童から発せられるサイ ンと見逃さないようにする。何らかのサインに気づいたときにはその場で声をかけたり、情 報を教職員同士が交換・共有したりする等、教職員全体で児童を見守る意識が必要である。

- ①いじめ防止に関する教職員の資質向上を目的とした適切な研修を計画的に行う。
- ②毎月第1週の職員会議をくらしの職員会議とし、児童についての情報交換をし、児童理解に努める。

(2) 保護者・地域への啓発

いじめ防止においては、学校だけでなく、家庭や地域の果たす役割も大きい。そのため、 保護者や地域の理解と協力を得て連携して取り組んでいくことが重要である。

- ①「いじめ防止基本方針」の周知と評価
- ②いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行う。

(年1回の人権・同和教育に関する授業公開)

③インターネット(SNS 等)を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように必要な啓発を行う。

(3) 児童が主体となった活動

- ①望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設ける。
 - ・学級活動における主体的な話合い活動
 - ・児童会における学校行事等の主体的な運営、仲間づくり・異学年交流活動の実施
 - ・あいさつ運動の実施
 - ・委員会、クラブ活動の充実

(4) 教職員が主体となった活動

- ①わかる授業づくり…「合理的配慮とユニバーサルデザインの考えに基づき、すべての児 童が参加・活躍できる授業」
- ・ 基礎的・ 基本的事項の徹底習得
- ・意見を発表し合い、学び合う場面の設定(言語活動の充実)
- ・各授業におけるめあての確認、学び合い、ふりかえりの場の設定

②学習規律・くらしのルールの徹底

- ・阿井小ルール、阿井小くらしのファイルの共通理解と徹底。
- ・学期毎に生活目標を設定し、児童会や委員会と連携しながら意識付けをする。 ☆気持ちのよい環境 ☆気持ちのよい言葉

③人権・同和教育、道徳教育、情報モラル教育の充実

- ・全教育活動を通じた人権・同和教育、道徳教育の充実。
- ・教科や特別活動、道徳科等を中心とした情報モラル教育の時間を設定する。
- ・「いじめ」の本質や構造の理解、インターネット(SNS)による「いじめ」の理解。

④社会体験、自然体験、交流体験の充実

・ふるさと教育や食育の学習等ねらいを明確にした豊かな体験活動の実施 町探検、牛の学習、米作り、茶摘み 収穫祭、そば打ち、お弁当の日

⑤基本的生活習慣の確立

- ・メディアとの適切な接し方について考えるチャレンジ週間の実施
- ・生活習慣アンケートの実施
- ・学校保健委員会の実施

4 いじめの早期発見のために(関連資料1)

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、保護者や教師をは じめとする大人は、児童の変化に気づく力を高めていく必要がある。わずかな兆候であって も、いじめではないかとの視点をもって早い段階から的確に関わりをもち、児童の訴えを真 摯に受け止め、丁寧に聞いていくこと、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に いじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のために、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施を行う。なお、調査や相談を行った際には結果分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(1) 朝・帰りの会、授業等での観察

- ・健康観察の際の声、表情
- ・授業中の取組の様子

(2) 教育相談・個人面談の実施

- 年間3回の学校生活に関するアンケートの実施
- ・年間3回の教育相談週間(お話タイム)の設定(6月、10月、2月)
- ・スッキリカード (相談カード) の常備~保健室前
- ・家庭訪問や保護者との個人面談により家庭での様子を把握
- スクールカウンセラーの活用(年間40時間)
- スクールソーシャルワーカーの活用
- ・必要なことはくらしの職員会で報告、共通理解をする。

(3) アンケートQ-Uによる学級集団状況調査(3年生以上実施)

- ・年間2回実施(6月、11月)
- ・調査結果を分析し、全教職員での共通理解の場を設ける

5 いじめ防止のための校内組織 (関連資料2)

いじめ防止等に組織的に対応するため、<u>いじめ防止対策委員会</u>を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。(年度初め1回、各学期末1回計4回) いじめを認知した場合には随時委員会を開催する。

<校内構成員>

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、教務主任、教育相談担当、学級担任、 その他関係職員

<校外構成員>

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 教育委員会指導主事、主任児童委員、PTA会長、その他関係機関助言者等

6 いじめへの対応(関係資料3)

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会(後述)」が中心となり、「いじめに関わる緊急時の対応」(関連資料3)に従い、事実関係の把握、被害児童のケア 加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、奥出雲町教育委員会と連携を図り、三成広域交番、阿井駐在所と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

関連資料1

4 いじめの早期発見のために

(島根県教育委員会「いじめ問題対応の手引き (H27年9月改訂版)」による)

いじめのサイン (例)

学校で (学級・廊下・保健室など)		家庭で
●教科書・ノート・履物等の持ち物が紛失	●教室に入れず、職員室の近くをう	●自分の部屋などでぼんやりするこ
する。	ろうろする。	とが多くなる。
●机にいたずらされたり、持ち物が隠さ	●視線を合わせようとしない、態度	●口数が少なくなり、学校のことや
れたり、ゴミ箱に捨てられたりする。	がおどおどしている。	友だちのことを話さなくなる。
●本人の机や椅子、関係した掲示物が傷	●給食を残す、食欲がなくなる。	●家から金品を持ち出すことがあ
つけられたり、落書きされたりする。	●保健室や職員室から教室に戻りた	る。
●仲間に入れず、一人でぽつんとしてい	がらない。	●食欲がなくなり、今までになく疲
る。	●衣服の汚れや破れ、擦り傷などが	れや睡眠不足を訴えるようにな
●明確な理由がない遅刻や欠席が増え	見られる。	る。
る。	●急に沈み込んだり、泣いたり、情緒	●朝、腹痛や頭痛を訴え、登校をし
●話しかけても無視されている様子が伺	が不安定になる。	ぶる。
える。	●文字や絵が乱雑になる。	●転校したい、学校をやめたいと訴
●授業中の発言で嘲笑が起こる。	●学習意欲や成績が低下する。	える。
●教職員から離れようとせず、何か訴え	など	●携帯電話やパソコンに嫌がらせメ
たそうな行動をとる。		ールがある。
		など

関連資料2

5 いじめ防止のための校内組織

校長•教頭

- ・阿井小学校いじめ防止基本方針
- ・風通しのよい職員関係

- ・いじめを許さない学校体制
- ・保護者、地域、その他関係機関との連携

いじめ防止対策委員会

○構成員

【校内】校長、教頭、生徒指導主任、養護 教諭、教務主任、教育相談担当、 その他関係職員

【校外】SC、SSW、教育委員会指導主 事、主任児童委員、PTA会長、 その他関係機関助言者等

連絡・報告・吉

【各学年、学級】

- わかる授業づくり
- ・学習規律・くらしのルールの徹底
- ・人権・同和教育、道徳教育、情報モラル 教育の充実
- ・社会体験、自然体験、交流体験の充実
- ・基本的生活習慣の確立

___ 情報収集・情報提供

各担任 • 児童 • 保護者 • 地域 • 関係機関

<早期発見>

- ■子どもの変化を見逃さない
- ・学校生活における児童の観察
- ・児童との個人面談の実施、家庭訪問・保護者面談の実施
- ・スッキリカード(相談カード)の常備
- ・アンケート Q-U による学級集団状況調査 (3年生以上実施)
- ・学校生活アンケート お話しタイム (各学期末)
- ■気づいた変化を軽視せず共有する
- ・くらしの職員会議での児童についての情報交換、共通理解
- ★気づく→報告する→相談する→判断する

関連資料3

6 いじめへの対応

「いじめに関わる緊急時の対応」

